ネーミングライツ事業実施契約書（ひな形）

国立大学法人愛媛大学学長〇〇（以下「甲」という。）と【企業等名】代表取締役〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設等に法人等名、商標名、ロゴ・シンボルマーク又は愛称（以下「愛称等」という。）を決定する権利（以下「ネーミングライツ」という。）の付与に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本契約は、ネーミングライツについて基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

２　甲は、甲の教育研究環境の向上を図るため、甲が所有する施設等のネーミングライツ事業を実施し、乙は、その趣旨及び目的に賛同して、ネーミングライツ料を支払いネーミングライツの付与を受けるものとする。

（ネーミングライツの付与）

第２条　甲は、乙に対し、本契約の定めるところにより、以下の施設等のネーミングライツを付与する。

対象施設等：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

（愛称等）

第３条　対象施設等の愛称等は、次のとおりとする。ただし、甲は、対象施設等の正式名称は変更しないものとし、必要に応じて正式名称を使用することができる。

(1) 日本語表記　　「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

(2) アルファベット表記　　「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

２　甲は、前項の愛称等の普及及び定着に努めるものとする。

３　契約期間中、原則として愛称等は変更しないものとする。ただし、甲又は乙が、愛称等を変更することが合理的であると判断するときは、相手方に対して協議を行うことができ、甲乙協議の上、決定する。

（契約期間）

第４条　本契約の契約期間は、【〇〇〇〇年〇月〇日】から【〇〇〇〇年〇月〇日】までとする。

２　愛称等の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、愛称等の使用期間も終了する。

（契約期間満了及び更新）

第５条　乙は、本契約の更新を希望するときは、契約期間満了日の６か月前までに、その旨を甲に書面で通知しなければならない。
２　甲は、前項の通知を受領したときは、乙との間で本契約の更新について協議するものとする。
３　第１項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は前条第１項に定める期間の末日をもって終了する。

（ネーミングライツ料）
第６条　本契約に基づくネーミングライツ料は、年額〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。ただし、〇〇〇〇年度については、〇〇〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税額〇〇〇〇〇円）とする。
２　乙は、前項に定めるネーミングライツ料について、甲が発行する請求書により、甲が定める納入期限（原則として、当該年度の５月３１日）までに支払わなければならない。ただし、〇〇〇〇年度については、〇〇〇〇年〇月〇日までに支払わなければならない。
３　乙が前項に規定する日までに第１項に規定する金額を納付しないときは、納入期限の翌日から起算して支払った日までの日数に応じ、当該ネーミングライツ料に法定利率の割合で計算した金額を延滞金として甲に支払うものとする。

（サイン等の設置）
第７条　乙は、甲と協議の上、対象施設等及び甲の構内に愛称等のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置することができる。
２　前項に定めるサイン等の具体的なサイズ、デザイン、設置箇所、設置方法及び掲示方法等については、甲の定める基準に基づき、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　第１項に定めるサイン等の設置及び変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
４　第１項に定めるサイン等の所有権は乙に帰属するものとする。ただし、当該サイン等は、契約期間中、甲の施設管理上の指示に従うものとする。
５　本契約の契約期間が終了した場合又は本契約が解除された場合は、甲が指定する日までに、乙の費用負担により原状回復するものとする。
６　乙が前項の原状回復を行わないときは、甲が原状回復を行い、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（サイン等の管理）
第８条　前条第１項に定めるサイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担する。また、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙の負担とする。

（特典等）

第９条　甲は、甲乙協議の上、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与する。

(1)　甲は、甲が管理する公式ホームページ、広報誌等を通じて愛称等の普及と定着に努める。この場合における費用については、甲が負担する。なお、愛称等は施設の正式名称ではないことから、規則等の改正は行わない。

(2)　乙は、対象施設等のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。この場合において、甲は乙に対し、愛称並びに本施設及びサイン等の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。

(3)　前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

（知的財産権）

第１０条　乙が、本契約の愛称等に関して知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第２条第２項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

２　乙は、愛称等が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等第三者の知的財産権を侵害する場合には、乙は、甲に速やかに通知し、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

３　愛称等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。

４　前２項の規定にかかわらず、甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（合理的な範囲の弁護士等の専門家の費用を含む。）を直ちに支払うものとする。

（損害賠償）

第１１条　甲及び乙は、自己の責めに帰すべき事由により本契約に違反し、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第１２条　甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第４条第１項に定める契約期間中であっても、書面による意思表示をもって、本契約を解除することができる。

(1)　本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(2)　正当な理由なく、本契約に定める義務を履行しないとき。

(3)　本契約に定める条項に違反したとき。

(4)　乙が、法令、甲の規程等に違反し、又はそのおそれがあるとき。

(5)　乙の社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
(6)　乙が、ネーミングライツ・パートナー応募時の応募資格を満たさなくなったとき。
(7)　乙の都合等により、本契約に定める義務の履行が困難となったとき。
(8)　甲が実施する改修工事等により、対象施設等の維持が困難となったとき。
(9)　災害等により、対象施設等の維持が困難となったとき。
(10)　その他甲がネーミングライツの付与を取り消すことが必要と認めるとき。

２　乙が、前項第７号の規定により本契約を解除するときは、希望する契約解除日の１か月前までに、甲に申し入れるものとする。

（ネーミングライツ料の返還）

第１３条　前条第１項第１号から第３号までの規定に基づく甲の申し入れにより、本契約が解除された場合及び同条第１項第４号から第７号までの規定により本契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。

２　前条第１項第１号から第３号までの規定に基づく乙の申し入れにより、本契約が解除された場合及び同条同項第８号及び第９号の規定により本契約を解除した場合、甲は既に支払われたネーミングライツ料のうち未履行分について、月割計算のうえ、乙に速やかに返還するものとする。

３　前条第１項第１０号の規定により、本契約を解除したときには、ネーミングライツ料の返還について甲乙協議の上、決定する。

（重大な事情変更）

第１４　条　甲及び乙は、第４条第１項の契約期間中、重大な事情の変更が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知し、甲乙誠実に協議の上、契約内容を変更することができる。

２　甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議の上、契約内容を変更することができる。

（秘密の保持）

第１５条　甲及び乙は、本契約の履行に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報を第三者に開示、提供又は漏洩してはならない。

２　前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も有効に存続する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第１６条　甲及び乙は、相手方の事前の書面による承諾なしに、本契約上の地位及び本契約から発生する権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、承継させ、転貸し、使用若しくは収益を目的とする権利を設置し、又は抵当権若しくは質権を設定してはならない。

（疑義に関する協議）

第１７条　本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲及び乙が誠意をもって協議し、解決するものとする。

（裁判管轄）

第１８条　本契約に関する紛争に係る訴訟は、甲の所在地を管轄区域とする松山地方裁判所を第一審の専属的な合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を２通作成し、甲と乙とが記名押印して各自１通を保有するものとする。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

甲　愛媛県松山市道後樋又１０番１３号
国立大学法人愛媛大学
学長　　仁科　弘重　　印

乙